

## 鹿 児 島 県 公 報

平成28年 7 月 29 日（金）第3233号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 森林病虫害等防除法の規定に基づく駆除命令（森づくり推進課取扱い） 1
- 森林病虫害等防除法の規定に基づく特別伐倒駆除命令（森づくり推進課取扱い） 3
- 保安林の指定の解除予定の通知（森づくり推進課取扱い） 4
- 基本測量の実施（監理課取扱い） 4
- 公共測量の実施（3件）（監理課取扱い） 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（北薩地域振興局取扱い） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（北薩地域振興局取扱い） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（大隅地域振興局取扱い） 5
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（大島支庁取扱い） 6

## 公 告

- 落札者等の公告（情報政策課取扱い） 6
- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（商工政策課取扱い） 6

## 告 示

## 鹿児島県告示第739号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

平成28年 7 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

鹿児島市，鹿屋市，指宿市，日置市，霧島市，南さつま市，志布志市，奄美市，始良市，大崎町，東串良町，南種子町，屋久島町，龍郷町，徳之島町，天城町，伊仙町及び和泊町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## (2) 期間

平成28年 8 月 29 日から平成29年 3 月 21 日まで

## 2 森林病虫害等の種類

松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

- (1) 松くい虫の付着している樹木を所有し，又は管理する者は，当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか，又は当該樹木を伐倒してはく皮し，並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

- (2) 松の伐採跡地であつて、松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (3) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条、樹皮及び包装を焼却すること。

4 命令しようとする理由

1の(1)の区域において松くい虫の被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従つて行うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者は、平成29年3月21日（火）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。
- (3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があつたときは、当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行つても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数		樹木又は伐採木等の材積	
		ヘクタール		本又は株	
				立方メートル	
実施地区又は場所	実施期間	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
年月日から 年月日まで		人夫	人	円	円
		薬剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

## 鹿児島県告示第740号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除命令をする予定である。

平成28年 7 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

阿久根市、指宿市、西之表市、薩摩川内市、日置市、いちき串木野市、南九州市及び錦江町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び錦江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## (2) 期間

平成28年 8 月 29 日から平成29年 3 月 21 日まで

## 2 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

## 3 命令しようとする理由

1の(1)の区域において松くい虫の被害が発生しており、2に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域及びその周辺の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林に重大な損害を与えるおそれがあるため

## 4 その他

(1) 2に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

(2) 2に掲げる措置について破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップャーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと。

(3) 2に掲げる措置を行った者は、平成29年 3 月 21 日（火）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。

(4) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が2に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(5) 知事は、2に掲げる措置を行うべき松林を所有し、又は管理する者が、1の(2)の期間内に2に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(6) 知事は、(5)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が2に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

(7) 1の(1)の区域内において松林を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
	ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
	年 月 日から 年 月 日まで	人 夫	人	円	円
		薬 剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

鹿児島県告示第741号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成28年 7 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 解除予定保安林の所在場所  
熊毛郡屋久島町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由  
指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第742号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 7 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 作業の種類 基本測量（地理識別子整備業務）
- 作業の期間 平成28年 8 月 30 日から平成29年 3 月 24 日まで
- 作業の地域 始良市

鹿児島県告示第743号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大隅地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 7 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成28年 6 月 29 日から平成29年 3 月 15 日まで
- 3 作業の地域 垂水市海潟地内

**鹿児島県告示第744号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大島支庁沖永良部事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 7 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成28年 6 月 29 日から平成29年 3 月 24 日まで
- 3 作業の地域 和泊町畦布地内

**鹿児島県告示第745号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、始良・伊佐地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 7 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成28年 7 月 5 日から平成29年 2 月 28 日まで
- 3 作業の地域 霧島市隼人町嘉例川地内外

**北薩地域振興局告示第16号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成28年 7 月 29 日

北薩地域振興局長 中堂藺哲郎

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
川内福祉作業所	薩摩川内市永利町4107番地6	特定非営利活動法人薩摩ひまわり	薩摩川内市永利町4107番地6	別府 則夫	平成28年3月31日	生活介護・就労継続支援B型

**北薩地域振興局告示第17号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年 7 月 29 日

北薩地域振興局長 中堂藺哲郎

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
多機能型事業所「もも&more」	出水市下鯖町2141番地	株式会社桃和	出水市下鯖町2141番地	百澤 和広	平成28年6月1日	就労継続支援A型

**大隅地域振興局告示第15号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成28年 7 月 29 日

大隅地域振興局長 酒匂司

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援B型事業所マザーハウスチャレンジ	鹿屋市今坂町10119番地10	特定非営利活動法人マザーハウスチャレンジ	鹿屋市今坂町10119番地10	山下 具了	平成28年6月30日	就労継続支援B型

大島支庁告示第13号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成28年 7 月 29 日

大島支庁長 鎮寺裕人

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービスあすなる	奄美市名瀬有屋町2番地3	有限会社ブックス十番館	奄美市名瀬有屋町2番地3	川上 富久	平成28年7月15日	放課後等デイサービス

**公 告**

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成28年 7 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
自治体情報セキュリティクラウド構築業務委託 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県企画部情報政策課システム開発係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成28年 6 月 27 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社鹿児島支店  
鹿児島市山之口町3番31号
- 5 随意契約に係る契約金額  
79,704,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により湧水町長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成28年7月29日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成28年7月29日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス栗野店  
始良郡湧水町米永字永田585番2 外6筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第5条第1項の規定による新設に関する届出  
平成28年2月29日
- 3 意見の概要
  - (1) 意見の内容
    - ア 県道と町道が複雑に交差しているため、交通に支障のないように十分配慮していただきたい。
    - イ 住宅や農地等が隣接しているため、ゴミの投げ捨てなどに十分注意していただきたい。
  - (2) 理由
    - ア 隣接する県道は、日頃から交通量が多い。なお、付近には高速道路のインターチェンジや町の交流施設などがあり、町内外の方の往来が多いため。
    - イ 近辺に病院や住宅・農地があるため環境衛生上を考慮していただきたい。